

令和 6 年度適格認定(奨学金の継続)について 重要なお知らせ

適格認定(学業)とは

毎年 3 月に翌年度も奨学金の貸与を受ける資格を有するか、継続願等の情報をもとに、
学業成績により判定する制度

対象となる奨学生

- ・ 貸与(第一種および第二種)奨学生

提出(入力)対象者について

提出(入力)対象かどうかの確認はスカラネット・パーソナルにログインし、「貸与額通知」・「給付額通知」の継続願の提出に「**必要**」と表示されている方。

※以下の方は継続願提出対象外です。

- ・ 令和 7 年 3 月に貸与・給付が終了する方
- ・ 令和 6 年 11 月以降に採用になった方
- ・ 休学中の方
- ・ 貸与奨学金が停止中の方

(注) ・ 給付奨学金が**停止(支援区分外・停止中)**の場合

・ 併給調整により、第一種奨学金の貸与額が 0 円の場合



継続願の提出(入力)**必要**

継続願を提出(入力)するときのポイント

収入合計－支出合計が、一定金額(36 万円)を超えると、「**指導**」の対象となります。

(『**指導**』：令和 7 年 5 月以降に借りすぎ防止のため個別面接を実施します。)

注意事項

- ① 期限内に提出がない場合は **4 月以降の奨学金は「廃止(奨学金の打ち切り)」**になります。
- ② 休学や退学などの異動を予定している場合、可能な限り早めに学生課生活支援係までご連絡ください。
- ③ 奨学生番号(第一種奨学金、第二種奨学金)ごとに手続きは必要です。
(第一種奨学金と第二種奨学金を併用している方は、**それぞれ**手続きが必要です。)

提出(入力)期限

令和 7 年 1 月 31 日(金) ※期限厳守